

# 特定非営利活動法人 つくばハウジング研究会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つくばハウジング研究会と称する。以下「本会」という。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県つくば市春日3丁目10番地11メソードつくば103号に置く。

### (目的)

第3条 本会は、茨城県とその周辺における地域において、スケルトン型定期借地権住宅・コーポラティブ住宅等を中心とした住民参加型の住まいづくり、まちづくりを推進することで、より良質な住宅の供給、市街地の再生をはかり、もって福祉の増進、良好なまちづくり、環境の保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

### (事業の種類)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 住まいづくり・まちづくりに関する資料の収集及び調査研究
- (2) 住まいづくり・まちづくりに関する計画立案及びコンサルティング業務
- (3) 関係機関・団体との連絡・協調
- (4) 本会の事業に必要な資料の編纂及び刊行
- (5) その他本会の目的を達するための事業

## 第2章 会員

### (種別及び資格)

第6条 本会の会員は、正会員および賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した、建築やまちづくりに関する技術・学識・経験や関心を有する個人とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人および団体とする。

### (入会)

第7条 本会の会員になろうとするものは、本会の活動目的に賛同するものでなければならない。

- 2 会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は入会を拒否する正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときには、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の事由により、会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会費を1年以上滞納したとき
- (3) 本人が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 本会が解散したとき

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に届け出て退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、理事会の議決により除名し、総会の承認を得るものとする。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款等に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 本会に次の役員をおく。

理事 3名以上 8名以内  
監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、正会員のなかから総会の議決により選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事会の決定に基づき、この法人の業務を処理し、理事長に事故あるとき、また欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) この法人の財産の状況を監査すること。

(2) この法人の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産の状況、または業務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前項の報告をするために必要がある場合に、自ら総会を招集すること。または、理事長に対して総会の招集を請求すること。

(5) この法人の業務及び財政について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各項のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会において出席者の4分の3以上の議決によりこれを解任することが出来る。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第19条 本会に、顧問若干名をおくことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会議

### (種類及び開催)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

第21条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 前各号のほか、理事会より付議された事項

- 2 理事会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で必要と認められたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき

- 3 理事会は毎年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

### (召集)

第23条 会議は、監事が召集する臨時総会を除き、理事長が召集する。

- 2 会議の召集は、会議を構成する正会員または理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (定足数)

第25条 会議は、その会議を構成する正会員又は理事の定数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

### (議決)

第26条 この定款に定める場合を除き、総会の議事は出席した正会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 理事会は出席した理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

( 表決権等 )

第27条 総会における正会員の表決権または理事会における理事の表決権は、平等とする。

2 総会に出席できない正会員または理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員または理事を代理人として書面をもって委任することができる。この場合において、当該正会員及び理事は、第25条および第26条の規定の適用については出席したものとみなす。

3 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

第28条 議長は、総会及び理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員または理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印し、これを保存しなければならない。

## 第5章 事務局

( 設置、職員の任免、組織運営 )

第29条 本会の事務を処理するため事務局をおき、事務局長及び必要な職員をおく。

2 事務局長および職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第30条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産

( 2 ) 会費

( 3 ) 寄付金品

( 4 ) 事業に伴う収入

( 5 ) 資産から生ずる収入

( 6 ) その他の収入

( 資産の管理 )

第31条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 経費の支弁 )

第32条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後3箇月以内に作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり、7月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第37条 この定款の変更は、総会において出席した正会員の3分の2以上の同意を得、かつ、法25条第3項による軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第38条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 解散後の残余財産は、本会与類似の目的を有する特定非営利活動法人の中から、総会で選定した法人に譲渡する。

(合併)

第39条 本会が合併しようとする場合は、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 雑則

(公告)

第40条 本会に必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本会の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年7月31日までとする。

理事長	富江	伸治
副理事長	小林	秀樹
理事	井口	百合香
理事	三上	清一
理事	米野	史健
監事	金子	茂正

- 3 本会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、法人になった日から2005年7月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年会費 5千円
  - (2) 賛助会員(個人) 年会費 2千円
  - (3) 賛助会員(団体) 年会費 3万円